

平成25年  
第1回  
定例会

# 埼玉西部消防組合議会会議録

## 目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2



### 議 事

月 日 曜日 議 事

7月30日(火)

○議事日程	3
○開会及び開議の宣告(午後1時32分)	
○組合議員の紹介	7
○委員の紹介	7
○議事日程の報告	7
○議会運営委員会委員長の報告	7
○議席の変更	8
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	9
○諸般の報告	9
○管理者提出議案の一括議題(議案第47号・議案第48号)	10
○提案理由の説明	10
藤 宮 消防長	
○質 疑	11
○討 論	11
○採 決	12
○管理者提出議案の一括議題(議案第49号～議案第52号)	12
○提案理由の説明	12
藤 宮 消防長	
○質 疑	14
○討 論	14
○採 決	14

○管理者提出議案の一括議題（議案第53号・議案第54号）	15
○提案理由の説明	15
藤 宮 消防長	
○質 疑	16
○討 論	16
○採 決	16
○管理者提出議案の上程（議案第55号）	17
○提案理由の説明	17
藤 宮 消防長	
○質 疑	18
1番 安 田 義 広 議員	18
○討 論	18
○採 決	19
○一般質問	19
2番 末 吉 美帆子 議員	19
3番 荒 川 広 議員	22
○副管理者退任挨拶	30
○管理者挨拶	30
○閉 会（午後2時57分）	

---

# ○ 招 集 告 示

埼玉西部消防組合告示第4号

平成25年第1回埼玉西部消防組合議会定例会を次のように招集する。

平成25年7月23日

埼玉西部消防組合

管理者 藤 本 正 人

## 記

1 期 日 平成25年7月30日

2 場 所 所沢市議会議場

---

○ 応招・不応招議員

平成25年第1回定例会

応招議員

1番	安田義広	議員	2番	末吉美帆子	議員
3番	荒川  広	議員	4番	町田昌弘	議員
5番	小谷野  剛	議員	6番	栗原  武	議員
7番	浜野好明	議員	8番	村上  浩	議員
9番	秋田  孝	議員	10番	齋藤忠芳	議員
11番	石井幸良	議員	12番	加藤由貴夫	議員
13番	野田直人	議員	14番	向口文恵	議員
15番	宮岡治郎	議員	16番	近藤常雄	議員

不応招議員

なし

平成25年7月30日（火曜日）

第1日 議事日程

- 1 開 会
  - 2 開 議
  - 3 組合員の紹介
  - 4 委員の紹介
  - 5 議会運営委員会委員長の報告
  - 6 議席の変更
  - 7 会議録署名議員の指名
  - 8 会期の決定
  - 9 諸般の報告
  - 10 管理者提出議案の一括議題（議案第47号・議案第48号）
  - 11 管理者提出議案の一括議題（議案第49号～議案第52号）
  - 12 管理者提出議案の一括議題（議案第53号・議案第54号）
  - 13 管理者提出議案の上程（議案第55号）
  - 14 一般質問
  - 15 副管理者退任挨拶
  - 16 管理者挨拶
  - 17 閉 会
-

本日の出席議員 16名

- |     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 安田義広議員  | 2番  | 末吉美帆子議員 |
| 3番  | 荒川 広議員  | 4番  | 町田昌弘議員  |
| 5番  | 小谷野 剛議員 | 6番  | 栗原 武議員  |
| 7番  | 浜野好明議員  | 8番  | 村上 浩議員  |
| 9番  | 秋田 孝議員  | 10番 | 齋藤忠芳議員  |
| 11番 | 石井幸良議員  | 12番 | 加藤由貴夫議員 |
| 13番 | 野田直人議員  | 14番 | 向口文恵議員  |
| 15番 | 宮岡治郎議員  | 16番 | 近藤常雄議員  |

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

藤本正人	管理者	沢辺瀨壺	副管理者
仲川幸成	副管理者	田中龍夫	副管理者
谷ヶ崎照雄	副管理者	藤宮直樹	消防長
田島義康	消防局副局長	橋本賢一	消防局副局長
平沼良政	消防局副局長	江口庸介	消防局次長 兼指令課長
森田浩之	企画財政課長	荒幡憲作	総務課長
植野豊	予防課長	関口崇	警防課長
横島和美	救急課長	新井清	所沢中央 消防署長
小高繁男	所沢東 消防署長	藤川健治	狭山消防署長
竹田光男	入間消防署長	駒井肇	飯能日高 消防署長
中沢貴久	代表監査委員		

午後1時32分開会

出席議員 16名

1番	2番	3番	4番	5番	6番
7番	8番	9番	10番	11番	12番
13番	14番	15番	16番		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

管理者	副管理者	副管理者	副管理者
副管理者	消防長	消防局副局長	消防局副局長
消防局副局長	消防局次長兼指令課長	企画財政課長	総務課長
予防課長	警防課長	救急課長	所沢中央消防署長
所沢東消防署長	狭山消防署長	入間消防署長	飯能日高消防署長
代表監査委員			



### ◎開会及び開議の宣告

○近藤常雄議長　それでは、皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は、16名であります。定足数に達しておりますので、これより平成25年第1回埼玉西部消防組合議会定例会を開催いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

欠席、遅刻の届け出はございません。

---

### ◎組合議員の紹介

○近藤常雄議長　ここで、狭山市から消防組合議員に選出されておりました東山議員から町田議員へ変更がありましたので、御紹介をいたします。

では、町田議員より御挨拶をお願いいたします。

○町田昌弘議員　狭山市議会の町田昌弘と申します。狭山市議会6月議会で消防組合議員に選出されましたので、よろしくをお願いいたします。（拍手起こる）

○近藤常雄議長　よろしくをお願いいたします。

---

### ◎委員の紹介

○近藤常雄議長　次に、埼玉西部消防組合監査委員に就任されました中沢貴久氏を紹介をいたします。

○中沢代表監査委員　議長より御紹介いただきました中沢貴久でございます。

先般の平成25年第1回埼玉西部消防組合議会臨時会におきまして、議員の皆様方には監査委員に御選任の御同意を賜りまして、まことにありがとうございました。既に大変な重責を感じながら職務を全うしているところでございますが、今後も微力でございますが、これまでの経験を生かし、消防組合の監査を公正かつ厳格に遂行してまいり所存でございます。議員の皆様方、消防組合執行部の皆様方、今後も御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

本日はありがとうございました。（拍手起こる）

○近藤常雄議長　以上で紹介を終わります。

---

### ◎議事日程の報告

○近藤常雄議長　本日の議事日程については、お手元に配付してありますが、これによって議事を進行させていただきます。

---

### ◎日程第1　議会運営委員会委員長の報告

○近藤常雄議長 日程第1、議会運営委員会委員長報告を願います。

議会運営委員会委員長、小谷野議員。

○小谷野 剛議会運営委員長 平成25年第1回埼玉西部消防組合議会定例会に先立ちまして、7月26日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

会期につきましては、本日1日とし、議事日程といたしましては、お手元に配付されておりますように、まず、議席の変更を行い、続いて、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告を願います。

続いて、条例2件の提案理由の説明、質疑、討論、採決を願います。

次に、財産の取得に係る一般議案4件を一括して議題とし、提案理由の説明、質疑、討論、採決を願います。

次に、同じく財産の取得に係る一般議案2件を一括して議題とし、提案理由の説明、質疑、討論、採決を願います。

次に、平成25年度一般会計補正予算（第1号）の提案理由の説明、質疑、討論、採決を願います。

最後の日程として、一般質問を行います。

なお、通告者は2名となっております。

以上、概要を申し上げましたが、提出されております諸議案が日程のとおり審議の上、決定いただきますよう、皆様方の御協力をお願いいたします。

以上で議会運営委員会委員長報告を終わります。

○近藤常雄議長 以上で報告を終わります。

---

### ◎日程第2 議席の変更

○近藤常雄議長 日程第2、議席の変更についてを議題といたします。

このたび、狭山市選出の東山議員にかわり、平成25年6月20日付で町田議員が組合議員に選出されました。そこで議席番号4番から6番について議席の変更が生じました。

ここで、会議規則第3条第3項の規定によりお諮りいたします。

お手元に配付いたしました議席表のとおり議席を変更したいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○近藤常雄議長 御異議なしと認めます。

よって、議席を変更することに決定いたしました。

---

### ◎日程第3 会議録署名議員の指名

○近藤常雄議長 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、

3番 荒川 広 議員

4番 町田 昌弘 議員

以上2名の方を指名いたします。

---

#### ◎日程第4 会期の決定

○近藤常雄議長 日程第4、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○近藤常雄議長 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

#### ◎日程第5 諸般の報告

○近藤常雄議長 日程第5、この際、諸般の報告を行います。

まず、議長から申し上げます。

埼玉西部消防組一般会計に係る例月出納検査について、平成25年4月分、5月分、6月分の結果報告が、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告がありました。その写しをお手元に御配付させていただきましたので、御了承願いたいと思います。

次に、管理者から議案の提出がありましたので、報告をいたします。

書記長に朗読をさせます。

〔書記長朗読〕

○原嶋書記長 朗読いたします。

埼玉西消企第66号

平成25年7月30日

埼玉西部消防組議会

議長 近藤 常雄 様

埼玉西部消防組

管理者 藤本 正人

埼玉西部消防組議会付議事件について

平成25年第1回埼玉西部消防組定例会に付議する事件を次のとおり提出いたします。

議案第47号 埼玉西部消防組情報公開条例の一部を改正する条例

議案第48号 埼玉西部消防組個人情報保護条例の一部を改正する条例

議案第49号 救助工作車の取得について

議案第50号 消防ポンプ自動車の取得について

議案第51号 水槽付消防ポンプ自動車（その1）の取得について

議案第52号 水槽付消防ポンプ自動車（その2）の取得について

議案第53号 高規格救急自動車の取得について

議案第54号 高度救命処置用資機材の取得について

議案第55号 平成25年度埼玉西部消防組合一般会計補正予算（第1号）

以上、朗読を終わります。

○近藤常雄議長 地方自治法第121条の規定による本定例会に議案説明のための出席者については、お手元に配付いたしました一覧表のとおりであります。

議長からの報告は終わります。

続いて、管理者から挨拶を行いたい旨申し出がありましたので、これを許します。

○藤本管理者 本日ここに平成25年埼玉西部消防組合議会第1回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、御健勝にて御参集いただき、提案いたしました議案について御審議いただきますことに、心から厚く御礼を申し上げます。

先ほど御紹介がございましたが、狭山市の選出議員の改選がありまして、新たに町田昌弘議員が当組合議会議員として御就任いただきました。今後とも当組合の運営に当たりまして、特段の御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本定例会の提出議案であります。条例改正が2件、財産の取得が6件、補正予算が1件であります。よろしく御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。よろしくどうぞお願い申し上げます。

○近藤常雄議長 以上で諸般の報告を終わります。

---

### ◎日程第6 管理者提出議案の一括議題（議案第47号・議案第48号）

○近藤常雄議長 日程第6、議案第47号「埼玉西部消防組合情報公開条例の一部を改正する条例」、議案第48号「埼玉西部消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例」を一括して議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

---

#### ○提案理由の説明

○近藤常雄議長 提案理由について、藤宮消防長から説明を求めます。

藤宮消防長。

○藤宮消防長 議案第47号及び議案第48号について提案理由を御説明申し上げます。

初めに、議案第47号「埼玉西部消防組合情報公開条例の一部を改正する条例」についてでございますが、第1回定例会議案書の1ページと議案資料の1ページをごらんください。

この条例は、公開文書の開示を請求する住民の権利を明らかにして、組合が保有する情報公開の推進に関し、必要な事項を定めることを目的として、平成25年4月1日から施行されているものですが、実施機関に公平委員会、監査委員及び議会を加えることについて、各機関から承認を得られましたので、実施機関に各機関を加えるとともに、事案の移送に関する事項を加えるため、所要の改正を行うものでございます。

なお、議案資料の1ページから5ページに、本条例改正の新旧対照表を添えておりますので、参考としていただきますよう、お願いします。

次に、議案第48号「埼玉西部消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

議案書の5ページと議案資料の7ページをごらんください。

この条例は、個人の権利利益を保護するため、消防組合が保有する個人情報の適正な取り扱いについて必要な事項を定めることを目的として、平成25年4月1日から施行されているものですが、実施機関に公平委員会、監査委員及び議会を加えることについて、各機関から承認を得られましたので、実施機関に各機関を加えるため、条例の一部を改正するものでございます。

以上で議案第47号及び議案第48号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○近藤常雄議長 以上で説明を終わります。

---

○質 疑

○近藤常雄議長 これより質疑を願います。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○近藤常雄議長 なければ、質疑を終結いたします。

---

○討 論

○近藤常雄議長 これより討論に入ります。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○近藤常雄議長 なければ、討論を終結いたします。

---

○採 決

○近藤常雄議長 これより議案第47号「埼玉西部消防組合情報公開条例の一部を改正する条例」、議案第48号「埼玉西部消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例」を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○近藤常雄議長 御異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第7 管理者提出議案の一括議題（議案第49号～議案第52号）

○近藤常雄議長 日程第7、議案第49号「救助工作車の取得について」、議案第50号「消防ポンプ自動車の取得について」、議案第51号「水槽付消防ポンプ自動車（その1）の取得について」、議案第52号「水槽付消防ポンプ自動車（その2）の取得について」を一括して議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

---

○提案理由の説明

○近藤常雄議長 提案理由について、藤宮消防長から説明を求めます。

藤宮消防長。

○藤宮消防長 議案第49号から議案第52号までの財産の取得につきまして一括して提案理由を御説明申し上げます。

初めに、議案第49号「救助工作車の取得について」でございますが、議案書の9ページと議案資料の9ページをごらんください。

飯能日高消防署に配置されております救助工作車を、埼玉西部消防組合車両管理規程及び車両管理要綱に基づき更新するものでございます。

現在の車両は、更新基準の15年を満了しており、また、積載資機材も老朽化が進み、救助活動に不可欠な油圧救助器具の一部は、代替資機材で対応している状況でありますことから、車両及び救助資機材を更新するものでございます。

更新車両には、ウインチ、クレーン及び照明の装置など、救助活動に不可欠な救助資機材が装備されています。

契約金額は9,555万円で、納入業者については株式会社モリタ東京営業部でございます。

なお、入札結果を議案資料の11ページに、完成予想図を12ページと13ページに添えており

ますので、参考としていただきますようお願いいたします。

次に、議案第50号「消防ポンプ自動車の取得について」でございますが、議案書の11ページと議案資料の15ページをごらんください。

所沢中央消防署山口分署に配置されています消防ポンプ自動車を、埼玉西部消防組合車両管理規程及び車両管理要綱に基づき更新するものでございます。

現在の車両は、更新基準の15年を満了するとともに、自動車排出ガスの規制により、平成25年12月23日以降使用できなくなることから、車両を更新するものでございます。

更新車両は容量600リットルの水槽と圧縮空気泡消火装置を備え、少量の水で高い消火性能を有する仕様となっております。この装置は、水に少量の消火薬剤を加え、そこへ圧縮空気を送り込むことにより発泡させますので、水の表面積を広げることにより効率よく消火することができ、消火による損害を軽減するのに有効でございます。また、ホースを通る水量が少ないため、消火活動中における消防隊員の負担を軽減させるのにも有効でございます。

契約金額は3,255万円で、納入業者については株式会社モリタ東京営業部でございます。

なお、入札結果を議案資料の17ページに、完成予想図を18ページと19ページに添えておりますので、参考としていただきますようお願いいたします。

次に、議案第51号「水槽付消防ポンプ自動車（その1）の取得について」でございますが、議案書の13ページと議案資料の21ページをごらんください。

所沢中央消防署山口分署と飯能日高消防署稲荷分署に配置されています水槽付消防ポンプ自動車2台を、埼玉西部消防組合車両管理規程及び車両管理要綱に基づき更新するものでございます。

現在の車両2台は、更新基準の15年を満了するとともに、山口分署の車両については、自動車排出ガス規制により、平成26年2月16日以降使用できなくなります。

更新車両は、購入費の抑制を図るため、ほぼ同一の仕様としており、容量1,500リットルの水槽を装備しています。

契約金額は8,179万5,000円で、納入業者については日本機械工業株式会社本社営業部でございます。

なお、入札結果を議案資料の23ページに、完成予想図を24ページと25ページに添えておりますので、参考としていただきますようお願いいたします。

次に、議案第52号「水槽付消防ポンプ自動車（その2）の取得について」でございますが、議案書の15ページと議案資料の27ページをごらんください。

先ほど議案第51号で御説明しました水槽付消防ポンプ自動車（その1）と主要装備が異なるため、水槽付消防ポンプ自動車（その2）として整備するもので、入間消防署藤沢分署に配置されています水槽付消防ポンプ自動車を、埼玉西部消防組合車両管理規程及び車両管理

要綱に基づき更新するものでございます。

現在の車両は、更新基準の15年を満了するとともに、自動車排出ガスの規制により、平成26年2月23日以降使用できなくなります。

更新車両には、容量1,500リットルの水槽と少量の水で高い消火性能を有する圧縮空気泡消火装置を備えます。

契約金額は4,431万円で、納入業者については株式会社モリタ東京営業部でございます。

なお、藤沢分署の車両整備については、防衛省所管の防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金1,320万3,000円を充当するものでございます。

入札結果を議案資料の29ページに、完成予想図を30ページと31ページに添えておりますので、参考とさせていただきますようお願いいたします。

以上で議案第49号から議案第52号までの提案理由の説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○近藤常雄議長 以上で説明を終わります。

---

○質 疑

○近藤常雄議長 これより質疑を願います。  
ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○近藤常雄議長 なければ、質疑を終結いたします。

---

○討 論

○近藤常雄議長 これより討論に入ります。  
〔「なし」と言う人あり〕

○近藤常雄議長 なければ、討論を終結いたします。

---

○採 決

○近藤常雄議長 これより議案第49号「救助工作車の取得について」、議案第50号「消防ポンプ自動車の取得について」、議案第51号「水槽付消防ポンプ自動車（その1）の取得について」、議案第52号「水槽付消防ポンプ自動車（その2）の取得について」を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○近藤常雄議長 御異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決されました。



---

◎日程第8 管理者提出議案の一括議題（議案第53号・議案第54号）

- 近藤常雄議長 日程第8、議案第53号「高規格救急自動車の取得について」、議案第54号「高度救命処置用資機材の取得について」を一括して議題といたします。  
議案の朗読は省略いたします。

---

○提案理由の説明

- 近藤常雄議長 提案理由について、藤宮消防長から説明を求めます。  
藤宮消防長。

- 藤宮消防長 議案第53号及び議案第54号の財産の取得につきまして提案理由を御説明申し上げます。

初めに、議案第53号「高規格救急自動車の取得について」でございますが、議案書の17ページと議案資料の33ページをごらんください。

所沢中央消防署山口分署、狭山消防署及び飯能日高消防署に配置されています高規格救急自動車3台を更新するものでございます。

高規格救急自動車の更新基準は、埼玉西部消防組合車両管理規程及び車両管理要綱において、走行距離10万キロメートル、または使用年数8年と定めており、全ての車両がこの更新基準に該当いたします。

また、近年の救急需要の増加を受け、車両への負担も極めて多くなっていることから、高規格救急自動車を更新するものでございます。

更新車両は、総排気量が3,500cc、四輪駆動方式で乗車定員7名のワンボックスタイプで、車内は救急活動を行える広い室内スペースと高度救命処置用資機材が収納できる機能性の高い室内レイアウトになっています。

また、購入費の抑制を図るため、全ての車両の仕様を同一としております。

契約金額は5,005万3,500円で、納入業者については埼玉日産自動車株式会社狭山店でございます。

なお、今回更新する3台のうち、狭山消防署の車両については、総務省消防庁所管の平成25年度緊急消防援助隊設備整備費補助金968万4,000円を充当するものでございます。

入札結果を議案資料の35ページに、完成予想図を36ページに添えておりますので、参考とさせていただきますようお願いいたします。

次に、議案第54号「高度救命処置用資機材の取得について」でございますが、議案書の19ページと議案資料の37ページをごらんください。

先ほど議案第53号で御説明いたしました高規格救急自動車3台の更新に伴い、車両に積載する高度救命処置用資機材を更新するものでございます。

この高度救命処置用資機材は、救急救命士の特定行為として使用する気道確保用資機材、ビデオ喉頭鏡、自動体外式除細動器、輸液用資機材及び血中酸素飽和度測定器など、救急現場で高度な救命処置を行うためのものでございます。

契約金額は2,961万円で、納入業者についてはエイバン商事株式会社でございます。

また、購入費の抑制を図るため、各車両に積載する資機材の仕様を同一としております。

今回更新する3式のうち、狭山消防署の高規格救急自動車に積載する高度救命処置用資機材については、総務省消防庁所管の平成25年度緊急消防援助隊設備整備費補助金218万9,000円を充当するものでございます。

なお、入札結果を議案資料の38ページに添えておりますので、参考としていただきますようお願いいたします。

以上で、議案第53号及び議案第54号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○近藤常雄議長 以上で説明を終わります。

---

○質 疑

○近藤常雄議長 これより質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○近藤常雄議長 なければ、質疑を終結いたします。

---

○討 論

○近藤常雄議長 これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○近藤常雄議長 なければ、討論を終結いたします。

---

○採 決

○近藤常雄議長 これより議案第53号「高規格救急自動車の取得について」、議案第54号「高度救命処置用資機材の取得について」を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○近藤常雄議長 御異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第9 管理者提出議案の上程（議案第55号）

○近藤常雄議長 日程第9、議案第55号「平成25年度埼玉西部消防組合一般会計補正予算（第1号）」を一括して議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

---

### ○提案理由の説明

○近藤常雄議長 提案理由について、藤宮消防長から説明を求めます。

藤宮消防長。

○藤宮消防長 議案第55号「平成25年度埼玉西部消防組合一般会計補正予算（第1号）」について提案理由を御説明申し上げます。

議案書の21ページと議案資料の39ページをごらんください。

先ほど議案第53号「高規格救急自動車の取得について」及び議案第54号「高度救命処置用資機材の取得について」の提案理由の中で御説明させていただきましたが、狭山消防署配置の高規格救急自動車と高度救命処置用資機材については、平成25年度当初予算編成後に緊急消防援助隊の更新登録隊として緊急消防援助隊設備整備費補助金1,187万3,000円が交付決定されました。

このことを受け、議案書22ページ、第1表歳入歳出予算補正、歳入、3款国庫支出金、1項国庫補助金に1,187万3,000円を増額、5款組合債、1項組合債を630万円減額、23ページ歳出、5款予備費、1項予備費に557万3,000円を増額するものでございます。

また、歳入、5款組合債、1項組合債630万円の減額に伴う地方債の補正につきましては、24ページ、第2表地方債補正のとおりでございます。

次に、埼玉県が施行する一般国道407号鶴ヶ島・日高バイパスの整備について、日高市大字森戸新田地内の防火水槽2基の撤去申請を受理し、その物件撤去補償料収入318万1,000円を財源として防火水槽解体工事を行います。

この補償料収入に伴い、議案書22ページ、第1表歳入歳出予算補正、歳入、4款諸収入、1項雑入に318万1,000円を増額、23ページ、歳出、3款消防費、1項常備消防費に318万1,000円を増額するものでございます。

なお、歳入歳出予算事項別明細書を議案書の26ページ以降に、平成25年度緊急消防援助隊設備整備費補助金交付決定通知書の写しを議案資料の40ページに添えておりますので、参考としていただきますようお願いいたします。

以上で、議案第55号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○近藤常雄議長 以上で説明を終わります。

---

○質 疑

○近藤常雄議長 これより質疑を願います。

安田議員。

○安田義広議員 それでは、議案第55号、一般会計補正予算、第1表歳入歳出予算補正から1点、藤宮消防長にお尋ねをいたします。

先ほど議案説明でありましたように、緊急消防援助隊設備整備費補助金1,187万3,000円を、組合債630万円への歳入減額と予備費557万3,000円への歳出増額とに振り分けたということですが、どうしてそのように振り分けられたのか、その理由、根拠をお聞かせいただきたいと思えます。

○近藤常雄議長 ただいまの安田議員の質疑に対し、藤宮消防長から答弁を求めます。

○藤宮消防長 お答えいたします。

緊急消防援助隊設備整備費補助金1,187万3,000円の交付決定に伴い、歳入、3款国庫支出金、1項国庫補助金1,187万3,000円を、狭山消防署配備の高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材の購入に充てることから、5款組合債、1項組合債は、地方債の算定ルールにより計算すると630万円減額され、一般財源には557万3,000円の余裕額が生じることとなります。

本来であれば、構成市からの負担金から557万3,000円を減額すべきものと考えますが、組合予算との整合を図るために、金額が少額でありながらも各市で補正予算の対応が必要となります。このような場合、予備費での調整を図ることが一部事務組合の場合には通例であることから、構成市と調整した結果、予備費を557万3,000円増額することといたしました。

以上でございます。

○近藤常雄議長 よろしいですか。

以上で安田議員の質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○近藤常雄議長 なければ、質疑を終結いたします。

---

○討 論

○近藤常雄議長 これより討論に入ります。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○近藤常雄議長 なければ、討論を終結いたします。

---

○採 決

○近藤常雄議長 これより議案第55号「平成25年度埼玉西部消防組合一般会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○近藤常雄議長 御異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第10 一般質問

○近藤常雄議長 日程第10、埼玉西部消防組合に対する一般質問を行います。

質問通告者は2名であります。

お手元に配付してあります通告書のとおり順次質問を許します。

まず初めに、末吉議員。

○末吉美帆子議員 通告に従いまして一般質問させていただきます。

藤宮消防長に2点お伺いをいたします。

まず初めに、消防組合の予算編成についてお伺いいたします。

消防組合の今年度予算は、どのような視点でどのように編成したのでしょうか。また、来年度の予算はどのように編成するのか、お伺いいたします。

もう一点、広域化後の消防団との連携についてお伺いいたします。

消防広域化後、消防団事務は各市長部局において行っていますが、消防組合と消防団の災害時の連携体制はどうなっているのかをお伺いいたします。

○近藤常雄議長 ただいまの質問に対し、藤宮消防長に答弁を求めます。

藤宮消防長。

○藤宮消防長 お答えいたします。

今年度の組合予算の編成でございますが、組合市の市民全体の利益を第一とし、必要な行政サービスを確保しつつ、効果的かつ効率的な予算とするため、経常的経費は広域化前の各消防本部の予算原資内を基本とすること等を予算編成方針に決めました。

具体的な予算編成事務といたしましては、埼玉西部消防組合設立準備委員会の下部組織であります各分科会が担当いたします事務の予算積算を行い、各構成市の財政担当者と消防の予算担当者で構成します財政分科会において総合的な調整を行いました。

財政分科会の原案作成後、各消防本部の次長等の説明会、構成5市の財政課長のヒアリングを行うなど、構成市との調整後、予算案を構成5市の企画課長等を構成員とする設立準備委員会、さらに構成5市の市長を委員とする設立連絡会において御承認いただきました。

また、平成26年度の予算編成についてでございますが、本年度と同様に予算編成方針を作成し、構成市と調整の機会を設けながら、予算編成に取り組みたいと考えております。

次に、広域化後の消防団との連携についてでございますが、消防団の皆様には日ごろから火災現場を初め消防行政全般に御協力をいただき、感謝しているところでございます。御承知のとおり、本年4月から常備消防は広域化され消防組合となりました。消防団につきましては、それぞれの市の消防団として、これまでと同様な活動をいただいているところでございます。

災害時の連絡体制等の御質問でございますが、通常の災害につきましては、基本的には各消防署との連携による対応となり、現場指揮本部におきまして消防団幹部と情報を共有し、活動方針に基づき協力要請するなど、常に常備消防と消防団との連携を密にした活動を行うこととしております。

今後ともこれまでと同様に連携を密にし、消防団との訓練、研修等も定期的実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○近藤常雄議長 末吉議員。

○末吉美帆子議員 ありがとうございます。

では、2回目の質問をさせていただきます。

財政のほうなんですけれども、ただいまの御答弁の中で、来年度の予算については予算編成方針を策定し、編成することでしたけれども、財政計画は作成されているのかどうか、お伺いをいたします。

それから、消防団との連携体制についてですが、今、通常の災害時に際しての連携体制について御答弁をいただきましたけれども、仮に東日本大震災のような大規模災害が起こった場合について伺います。

3月11日の大震災では、気仙沼市、山田町、大槌町等では大規模な火災が発生し、延焼を食い止めることもできず悔しい思いをしたと伺いました。私たちのこの地域においても、激甚災害時に不安なのは、住宅地の火災発生、延焼です。

先ほど消防組合と消防団の通常の災害時に関する連携体制についてはおっしゃったとおりなんですけれども、仮に東日本大震災のような大規模災害が発生した場合はどうなるのか、お伺いいたします。

○近藤常雄議長 藤宮消防長。

○藤宮消防長 お答えいたします。

まず、財政計画につきましては、予算編成に当たり、中長期の財政見通しを持っていくことが重要であることから、10年程度の推計を行う長期財政計画の作成を予定しております。

ただし、この計画につきましては、本来一体のものとして作成すべきであります仮称でございますが、埼玉西部消防組合総合計画を来年度にかけて作成を予定していますことから、本年度作成いたします長期財政計画は、算定条件を仮置きした上で、試行的な意味合いの強いものになるものと考えております。

次に、大規模災害時の消防団との連携体制についての御質問でございますが、仮に東日本大震災規模の地震、いわゆる広域的な災害が発生した場合、構成5市の住民の生命、身体及び財産に甚大な被害、損害が発生することが予想されます。こうした大規模災害が発生した場合には、各構成市におきまして直ちに災害対策本部が設置され、消防局からは各署より担当員が対策本部員として入り、その災害対策本部の下で消防職員及び消防団員が活動するものと考えております。

消防局におきましても、局内に警防本部を設置し、各市災害対策本部と連絡調整等を行い、災害現場における情報提供、消防署と消防団の現場活動等連携確保に努めたいと考えております。

いずれにいたしましても、東日本大震災規模の災害が発生した場合、当地区では家屋の倒壊、火災、崖崩れなどが発生することが予想されるところでございます。常備消防は広域化となったとはいえ、こうした大災害では地域に密着した消防団の協力は必要不可欠で、ともに活動する存在でございます。

そうしたことから、今後各市の消防団とは防災訓練、研修会等を通じ、さらなる連携体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○近藤常雄議長 末吉議員。

○末吉美帆子議員 では、3回目、最後にお伺いいたします。

御答弁の中で、今後（仮称）埼玉西部消防組合総合計画の策定を考えているとのことですが、先月私たち議員は、本署、分署等、消防組合の施設を視察させていただきました。老朽化している署も見受けられましたけれども、消防施設の整備計画についてはどのようにお考えでしょうか、お伺いをいたします。

それから、災害時のことなんですけれども、大規模災害時には、常備消防、消防団とも広大な市域を全てカバーするのは不可能であり、住民一人一人の行動、そして日ごろの備えが重要です。大震災以降、自分の地域は自分たちが守るという意識が高まってきましたが、具体的に火を消す、火を出さないようにするという住民のスキル向上には、プロである消防職員の指導が不可欠です。大災害時への備えに向けて自主防災組織や地域住民との連携について伺って、最後の質問といたします。

○近藤常雄議長 藤宮消防長に答弁を求めます。

藤宮消防長。

○藤宮消防長 お答えいたします。

先ほど御答弁申し上げました長期財政計画を作成するためには、車両更新計画や御質問いただきました消防施設整備計画等に沿った計画として策定する必要があります。消防施設整備計画は、広域化前の構成市の施設整備計画等も参考に、標準的な施設の耐用年数、老朽化の実態等を考慮しながら作成していきたいと考えております。

次に、東日本大震災のような大規模災害時では、被害が広範囲に及ぶことが予想されます。大規模災害が発生した場合には、消防署と消防団が連携して消火活動や人命救助等、さまざまな対応が行われますが、消防が果たすべき活動にも限界がありますので、地域防災のリーダー的な役割を持つ消防団を中心に、市民防災組織や市民みずからが自分の身を自分が守る自助とともに、ふだんから顔を合わせている地域や近隣の人たちが互いに協力し合いながら防災活動に組織的に取り組む共助が必要と考えます。

幸い構成市におきましては自主防災が組織され、消防といたしましても非常に心強く感じているところでございます。自主防災につきましては、構成市の所管となるものでございますが、平常時から防災について自助、共助、公助の役割分担を念頭に、関係機関が協力しながら取り組んでいくことが重要と考えます。

いずれにいたしましても、市の担当課、消防団等関係機関と連絡を密にし、情報連絡体制を含め資機材の取り扱い訓練等、指導を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○近藤常雄議長 以上で末吉議員の一般質問は終了いたしました。

一般質問を続けます。

次に、荒川議員。

○荒川 広議員 通告に従いまして質問をいたします。

まず、一般質問の通告は、消防力の強化、2つ目は救急出動、3番目は火災予防行政、4番目は消防団との連携の4点で通告しておりますが、消防団との連携については、今、末吉議員への答弁で了としますので、行いません。

まず、藤宮消防長にお伺いをするわけですが、まず、質問の趣旨について述べさせてもらいたいと思います。

この消防組織法が改定されまして、政府は全国で800の消防本部の合併、広域化を平成24年度末に行うこととしていました。これを受けて、埼玉県では36消防本部から7ブロック体制へと合併広域化する計画がつけられたのであります。そしてその第1号が埼玉西部消防組合です。合併広域化は消防職員も消防車もふやさないまま、基準を満たすマジックといわれています。消防力の整備指針によりますと、救急車は管轄人口3万で1台、16万を超えると



6万ごとに1台に、消防ポンプ車は管轄人口5万で4台、30万で14台等、人口が多くなると基準が緩やかになるために、現状の職員数、車両数、署所数のままで広域化すると、同じ数のままで充足率だけがアップしてしまいます。

例えば管轄人口5万の場合で、消防ポンプ車が3台しか配置していないと、充足率が75%と基準を満たしていませんが、管轄人口5万の消防が6つ合併した場合、ポンプ車の合計が18台になるので、広域化すると4台が余分にはね上がってしまう、充足率が129%になると、こういうマジックが起きてしまいます。

果たしてこれが被害の軽減に役立つでしょうか。市街地で民家が出火した場合、部分焼、20%焼損、部分焼をいかにとどめることを目的に、消防署所の配置を定めています。部分焼以内に消火できる許容時間は6分30秒です。市街地の消防署所は6分30秒以内に放水が始められるように、どこからでもおおむね1.4キロ以内に配置することが求められています。火災発生から20分、30分経過して遠方から消防車が駆けつけても被害の軽減にはなりません。ほかにも不安があります。救急病院でありながら、救急車受け入れ要請を拒否する事例が多発しています。

このような背景から、救急現場から病院到着までの時間が以前よりも伸びています。整備指針のマジックで前述のとおり、広域合併すると救急車の数が減らされる可能性があります。消防広域化、合併には医療崩壊を助長する危険性があります。

こうした幾多の不安を本年4月にスタートした埼玉西部消防組合は、どう乗り越えていくのか等をただしていくのが私の一般質問の趣旨でございます。

まず、消防力の強化の項目から質問します。

1点目は、広域化前と後の消防力充足率を署所、消防職員、消防ポンプ車、はしご車、化学消防車、救急車、救助工作車ごとにそれぞれについてどのような変化があったのか、お示ししたいと思います。

2点目は、現在充足率100%に近いはしご自動車と100%の化学車、救助工作車についての減車計画はあるのか、お示ししたいと思います。

続いて2項目めは、救急出動についてであります。

1点目は、広域化後の署所別救急出場頻度で、広域化前と比較して明らかに変動しています。その理由についてお示ししたいと思います。

2点目は、2つの救命救急センターと地域メディカルコントロール協議会内での位置づけ、この調整が広域化後の課題としていましたが、どのような調整が図られたのか、お示ししたいと思います。

最後に、火災予防行政の項目です。

防火対象物数を人口、職員数が同規模である新潟市消防局と比較するとほぼ同数となって

いるが、立入検査の実施率は新潟市消防局の48%に比べ、4本部の合計は17.6%と大幅に下回っていると分析しております。

今後の課題として、防火対象物数が増加している現状に対し、計画的な立入検査を行う体制整備と火災の予防に関する業務を的確に行うことができる能力を有する予防要員の確保も必要であると指摘しておりますが、その見通しについてお示し願いたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○近藤常雄議長 　ただいまの質問に対し、藤宮消防長に答弁を求めます。

藤宮消防長。

○藤宮消防長 　お答えいたします。

初めに、署所数の充足率についてですが、広域化前は所沢市54.5%、狭山市80%、入間市60%、埼玉西部広域が85.7%でありましたが、広域化後の充足率は82.6%となっております。

次に、職員数についてですが、広域化前は所沢市64.6%、狭山市67.6%、入間市60.5%、埼玉西部広域が74.8%でありましたが、広域化後は68.1%となっております。

次に、消防ポンプ車についてですが、広域化前は所沢市64.7%、狭山市80%、入間市62.5%、埼玉西部広域が80%でありましたが、広域化後は88.9%となっております。

次に、はしご車についてですが、広域化前は所沢市、狭山市、埼玉西部広域が100%で、入間市が66.7%でありましたが、広域化後は160%となっております。

次に、化学車についてですが、広域化前は所沢市、狭山市、入間市、埼玉西部広域が100%でありましたが、広域化後は150%となっております。

次に、救急車についてですが、広域化前は所沢市88.9%、狭山市83.3%、入間市80%、埼玉西部広域が100%でありましたが、広域化後は109.5%となっております。

次に、救助工作車についてですが、広域化前、広域化後ともに充足率は100%となっております。

次に、消防車両の減車計画につきましては、広域化前にお示ししました埼玉県消防広域化第4ブロック広域消防運営計画の中では、はしご車は3台削減、化学車は2台削減としており、救助工作車にあっては削減は行わないとしておりました。広域化後におきましては、広域消防運営計画に示しました計画に基づき削減を実施していく予定でございます。

次に、広域化後の署所別救急出場頻度で、広域化前と比較しての変動した理由でございますが、今回の消防広域化では、直近方式を取り入れたところでございます。4月1日新組織発足後19署所のうち、特に各構成市の市境で比較的人口が多い区域に接する藤沢分署、広瀬分署、稲荷分署など幾つかの署所においては出場件数がふえております。一分一秒を争う救急業務では、より近い署所から出場することが、少しでも早く現場に到着し、いち早く医師の管理下へ引き継ぐことにつながります。これは、市民サービスの向上に欠かせない要因の

一つであり、消防広域化の効果を上げていると認識しているところでございます。

今後も、生活道路の整備状況や道路渋滞、出場状況などを注視し、市民サービスの向上につながるよう、より一層救急体制の充実に努めてまいります。

次に、2つの救命救急センターと地域メディカルコントロール協議会内での位置づけについてでございますが、今回の消防広域化により、救命救急センター等中核的な救急医療機関を中心とし、構築されている地域メディカルコントロール協議会の区域も見直され、従来の防衛医科大学病院に加え、新たに埼玉医科大学国際医療センターが編入されたところでございます。

この件につきましては、消防広域化の課題として取り上げられておりましたが、消防広域化前にそれぞれの医療機関と調整を重ね、今日に至っており、現在では救命救急センター等中核的な救急医療機関として位置づけられ、同センターの医師から救急活動中の指示、助言を受け、また事後検証など助言や救急救命士の再教育など受け入れていただき、特に問題もなく順調に進んでいるところでございます。

当地域メディカルコントロール協議会に2つの救命救急センターが存在することは、大変心強いことであり、今後も市民の皆様により高度な救急医療の提供ができるよう努めてまいります。

次に、立入検査を行う体制整備についてでございますが、当組合の防火対象物の立入検査の実施につきましては、埼玉西部消防組合火災予防査察規程に基づき、各消防署長が年間を通した立入検査の実施計画を策定し、計画的に実施しているところでございます。立入検査の実施体制としましては、各消防署に立入検査等の指導的な立場となる予防指導課を設置しておりますが、立入検査の実施につきましては、予防指導課の職員が実施するだけでなく、防火対象物の現状を把握する必要性から、当直勤務の消防隊員も実施しております。

また、より適正な立入検査を実施するために、各所属で立入検査の経験が豊富で知識の高い職員を査察指導員に指名し、立入検査を行う職員の査察の知識及び技術の向上に努めるとともに、査察指導員を対象とした研修を計画的に開催し、指導員の育成にも努めているところでございます。

予防要員の確保の見通しについての御質問でございますが、当組合では、総務省消防庁長官が定める資格を有する予防技術資格者が97名おり、国の配置基準の充足率は100%を超えている状況でございますが、今後も計画的に予防技術資格者の養成に努め、さらなる予防技術資格者の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○近藤常雄議長 荒川議員。

○荒川 広議員 それでは、2回目の質問を申し上げます。

まず、消防力の強化の答弁の中でも明らかなように、この広域化したことによって充足率だけがアップしていくという事態が今証明されたと思うんです。とりわけ消防ポンプ自動車はそれぞれ構成市、それぞれ64.7、80、62.5、80が充足率であったのが、広域化するといきなり88.9%になってしまう、こういう数字のマジックが起きてきます。

いずれにしても、署所数、それから消防職員、それから消防ポンプ自動車、これらについては、たとえ広域化したとしても、充足率が100%にっていない事実はこれは明らかなんですよね。ですから、いかに充足率を上げていくのかというようなことは、今後もやはり力を入れていく必要があると思うんです。その点についての考え方を聞かせてもらいたいのが1点です。

それから、はしご車、それから化学車、これが減車されるということです。現在広域化前の基準では100%であるものが、広域化したことによって大幅に充足することになると、160%、150%とか、こういう数になるわけです。それで、基準から余りにもオーバーするために減車するという、これは果たしてそういうことでいいのかどうか。現状がそれぞれの自治体で100%、これがふさわしい形なわけですよ。それが広域化したからといって、何がどう変わるのか、その辺は変化がないわけです、私の認識では。

ただ、その数字だけがひとり歩きしてしまって、現状の従来1.5倍もの余裕があるというようなことになってしまう。そのために減車計画というようなことが出てくるのではないかと。私は本当に市民の安全にとって非常に心配なことなんです。これについての計画の見直し等についてはなさないのかどうか、これについて2点目をお伺いしたいと思います。

それから、3点目なんですけれども、いわゆる出場回数が広域化前と広域化後の変化について、消防長は今とりわけ市境の分署、藤沢、それから広瀬、それから稲荷とありました。まず、私は大きな変化、稲荷分署をまず調べてみたんですけれども、飯能日高署の救急出場状況、これは全部いただいたのでちょっと計算をしてみたんですよ。広域化前と広域化後、どんな変化があるのかと。いわゆる月別に出場件数をそれぞれの分署あるいは署所ごとにわかるわけですので、比率、何割ぐらいか、その比率が変わってきているのかどうか。

例えば稲荷分署なんですけれども、1月は全体の出場率、救急出場、全体の出場数の24.66%、1月。2月が24.69%、3月が30.37%、それが広域化後31.39%、これが4月、5月33.94、それで6月33.98、大体34。これに対して飯能日高消防署、広域化前は1月は23.29、2月は27.41、それから3月が25.05、それが広域化後は4月18.3、5月18.91、6月19.40、これは明らかに稲荷分署にシフトをしているんです。これは飯能、これは稲荷ですけれども、入間の場合は、これは主に藤沢です。藤沢がぐんと4月から多くなりまして、その分、所沢の三ヶ島分署が減ってきています。これはわかります、何となく。

それから、狭山もありますけれども、問題は一番近いから一番早く行けるのかどうか、単

純に今直近方式というので、一番近いところから出場命令するわけですが、そうとも限らないこともあるんじゃないかな。例えばいつでもここは渋滞箇所だと、距離は短いけれども、渋滞でかえって時間がかかるというような場所だってあるはずだと思うんです。

それから、機械的に直近、一番距離が近いところが一番早く現場に、災害現場に到着できるということではないんじゃないかという考え方です。ですから、その辺はどんなふうを考えているのか。

それからあとは、これだけ仕事が出場回数に変化が起きているわけですから、職員の体制ということが何か変化があるのかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

あとの問題は結構です。

以上です。

○近藤常雄議長　それでは、藤宮消防長に答弁を求めます。

藤宮消防長。

○藤宮消防長　お答えいたします。

広域化後の消防体制が強化になっているかについての御質問でございますが、災害現場においては、初期の段階でいかに多くの消防部隊を投入できるかが被害の軽減につながります。広域化後は災害の発生を消防が知り得た段階から、災害の規模に応じて多くの部隊を出場させることができいております。

広域化前に比べ消防部隊数は増加し、広域化前は第2出場までの編制の本部もございましたが、広域化後は第3出場までの編制とし、出場体制の強化が図られているものでございます。

次に、はしご車、化学車の減車についてでございますが、消防車の配置台数につきましては、基本的に国が示す消防力の整備指針が目安でございます。現在のはしご車の配備台数につきましては8台でございますが、これにつきましては、旧埼玉西部広域消防本部に配備されておりましたはしご車を、旧埼玉西部広域車両更新計画に基づき、平成23年度に廃車したことによるものでございます。

現在の8台につきましては、基準台数5台、地域の実情3台でございます。このうち地域の実情を考慮いたしまして、2台を削減していく計画でございます。化学車につきましては、配備台数6台で、基準台数4台、地域の実情2台でございます。このうち地域の実情を考慮し、2台を削減していく計画でございます。

次に、出場件数のふえた署所の職員人数についてでございますが、市境に隣接し、救急出場件数の増加が見込まれる署所については、職員配置計画の際、一律ではありませんが、増員をしております。今後も市民サービスの向上を第一に、また、職員の負担も考慮し、職場環境も含め適切な人事管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、直近方式に問題はないかという御質問でございますが、直近方式のため、道路の渋滞状況等によって大幅に到着することがおくれるんじゃないかというようなことが懸念されると思いますけれども、いずれにしましても、緊急走行、消防車にしる救急車にしる緊急走行をいたしますので、現場までの到着において大幅な時間のおくれはないものと考えております。

以上でございます。

○近藤常雄議長 荒川議員。

○荒川 広議員 3回目の質問を行いますけれども、いわゆる整備指針で言うこの基準というのは、国のその基準というのは根拠があるわけです。例えば火災が発生したら6分30秒で行かなきゃいけない、着かなくちゃいけないと、それには消防署の距離が幾らとか、もうしっかりと裏づけがあるわけです。それで消防車1台には何人乗せなきゃいけないとか、そういう基準があるわけです。それは必要があって、その基準があるわけであって、そういうことも消防ポンプ車が広域化したからといって88.9なわけですよ、それでも、まだ充足していないわけですよ。

だから、そういった意味では、やっぱりこの基準というものはだてに出しているわけではないわけで、これはやっぱり真剣にこの消防力の強化のための取り組みをしていく必要があるんじゃないかということが、私の趣旨なんです。その点について1つお答えください。

それから、はしご車と化学車は、これは結局何か減らす、はしご車3台減らして、化学車を2台減らすんだけれども、これは数字がすごくはね上がってしまうということで、地域の実情、地域の実情ということですけども、どんな地域の実情ではしご車を3台減らすのか、どんな地域の実情で化学車を2台減らすのか、地域の実情の中身をちょっと教えてもらいたいんですが。

それからその次、最後は、直近方式なんですけれども、確かに私もよく場面に遭遇します。だけれども、どっちも渋滞している場合なんか入れないじゃないですか。救急車両が入れないじゃないですか、かわいそうじゃないですか。ですから、それは完全に距離だけじゃないんじゃないかという私は思いがするんです。まだ広域化して3カ月ですから、4、5、6ですから、だからそれまでは直近じゃなかったわけです。多分エリアを決めていたと思うんです、この分署はこの地域、この地域と。ですから、広域化前と比べてどうだったのかというのは、これは検証してもらいたいんです。やっぱりそれを踏まえて、このままでいいのか、あるいは改善すべきなのかというようなことをやはり検討していただきたいということで質問を終わりたいと思います。お願いします。

○近藤常雄議長 ただいまの質問に対し、藤宮消防長に答弁を求めます。

藤宮消防長。

○藤宮消防長 3回目で3問の御質問をいただいたところでございますが、まず消防力のあくまでも基準に沿わず、消防力の強化に努めてもらいたいというお話だと思いますけれども、当然私どもといたしましても、消防力の低下というのは大変懸念するところでございますので、広域化前に比べて広域化後にどれだけ住民の皆様、そして議会運営の皆様方に御理解いただけるか、また、地域の消防団の皆様を初めとして、広域化して消防力が上がっているよと、救急車も早く着いているよと、そのようなお話を聞くたびに、これはよかったんだなというふうに感じているところでございます。

続けて、はしご車3台の減車、そして化学車2台の減車、これは地域の実情ということだけれども、どんな実情だという御質問でございますけれども、考えていただきますと、市の境がなくなったということは、今までその市の境の内側において活動していたそれぞれの車両が、その境がなくなったわけでございますので、少し距離は生じて、方々から集まると、そういうことになるわけでございます。消防力の基準で間違いじゃないかというお話もありますけれども、そうしたことによって、その区域にはしご車が何台、化学車が何台必要だという、それが減車につながっていくと、あくまでも区域がなくなったわけでございますので、多少到着までの時間はかかるにしろ、そのエリアはカバーできると、そのようなふうを考えていただきたいと存じます。

そしてまた、直近方式でやっているけれども、道路渋滞、それぞれが渋滞した場合は遅くなるんじゃないかというお話をいただいておりますけれども、それまでの検証はどうかというお話でしたが、従来高機能指令装置を広域化前、所沢市の消防本部は使用しておりましたので、平成18年から直近方式は使っております。広域化前の他の狭山市、入間市、埼玉西部広域の消防本部におきましては、従来の指令装置でございますので、その発生場所から一番近いところの署長に指令をかけて運用していたという状況でございます。

いずれにしましても、直近方式でございますので、署所間を全く救急車の場合なんか無視できるわけでございます。例えばAという病院に搬送していて、自分の署所に帰署途上に近い場所で災害が発生した場合、指令センターにおいてはその発生場所から一番近い車両を検出できますので、帰署途上の車両においても、その車両に指令がかけられると、そのような構造になっておりますので、検証というお話をいただいたんですけれども、旧に増して、直近方式によって、より時間短縮は図られているものと認識しているところでございますので、御了解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○近藤常雄議長 以上で荒川議員の一般質問は終了いたしました。

これで一般質問を終了いたします。

### ◎副管理者退任挨拶

○近藤常雄議長 ただいま沢辺副管理者及び藤本管理者より挨拶を行いたい旨、申し出がありましたので、これを許します。

まず初めに、沢辺副管理者にお願いしたいと思います。

沢辺副管理者。

[沢辺 瀨 壱 副管理者 登壇]

○沢辺副管理者 議長のお許しをいただきましたので、一言皆様方に退任の御挨拶をさせていただきますと思いますので、よろしくお願いたします。

私は、8月7日をもちまして飯能市長の職を辞すこととなりますので、同日をもって副管理者としての職を辞任をさせていただくわけでございます。

この5市によります消防の統合につきましては、私は、当初の市長間の話し合いの段階からかわり合いを持っておりましたので、4月1日の埼玉西部消防組合の発足に当たりましては、まことに感無量でございました。今大きな災害がいつ起きるかわからないというふうにいわれているところでございますが、消防力の強化を目的といたしました消防の広域化というものは不可欠のものかというふうに思いますけれども、埼玉県内でもなかなかこれが進まない中で、いち早く当組合におきましてはスタートできたということは、大変すばらしいことだというふうに思っております。

今後は皆様方の御努力によりまして、当組合が組織の充実を図り、そしてまたもって市民の安全を図っていただくということに期待をいたしたいと思っておりますのでございます。

本日御列席の皆様方のますますの御健勝をお祈りをいたしまして、一言退任の御挨拶とさせていただきます。長い間、いろいろとありがとうございました。（拍手起こる）

---

### ◎管理者挨拶

○近藤常雄議長 次に、藤本管理者。

○藤本管理者 平成25年埼玉西部消防組合議会第1回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会に御提案させていただきました9議案について、それぞれ原案どおり可決いただき、厚く御礼を申し上げます。皆様からいただきました御意見、御要望等につきましては、調査研究をさせていただき、今後の組合運営に反映させてまいりたいと存じます。

結びに、議員各位におかれましては、暑さも一層厳しくなる折でございますので、健康には十分御留意され、ますます御健勝にて御活躍されますよう、心から御祈念申し上げまして、閉会に当たりましての御礼の御挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。



---

◎閉会の宣告

○近藤常雄議長　これで、付議された事件は全て議了いたしましたので、会議を閉じます。

これをもって平成25年第1回埼玉西部消防組合議会定例会を閉会いたします。

本日は大変御苦労さまでした。

午後2時57分閉会

---

職務のため議場に出席した職員の職氏名

消防局次長（書記長） 原 崑 秀 男

企画財政課副主幹（書記） 岸 文 隆

企画財政課副主幹（書記） 加 藤 陽 一

企画財政課主査（書記） 栗 山 秀 晶

企画財政課主査（書記） 沼 井 俊 明

議 長 近 藤 常 雄

署名議員 荒 川 広

署名議員 町 田 昌 弘